

群馬県が行う新型コロナウイルス感染症対策

『飲食関連事業者等事業継続支援金』に関するお知らせです

◆ 群馬県から示された内容は以下のとおりです。 ◆

趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に際し、群馬県では新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、令和2年12月15日から令和3年3月1日までの間、県内一部地域(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町)において、接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店(以下「飲食店等」という。)に対し、営業時間短縮の協力要請(以下「時短要請」という。)を行いました。

この時短要請に伴い、直接的な影響を受けた事業者に対して、「群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金」(以下「支援金」という。)を支給します。

支給対象

時短要請に協力した飲食店等と直接取引などがある事業者(県内に事業所を有する中小企業者等)

支給額

令和3年1月又は2月の事業収入(売上)における対前年同月比での減少額(千円未満切捨て)
(法人においては上限40万円、個人事業主においては上限20万円とします。)

※一事業者あたり、一度限りの支給とします。

申請要件

次の全ての要件を満たす場合に支援金を支給します。

1. 県内に事業所を有し、中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者及び個人事業主であること。
2. 時短要請に協力した飲食店等と直接取引などがある事業者(令和2年1月から同年12月の間に直接取引などがあつたことを確認できる場合に限る。)であり、以下のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 時短要請の対象である飲食店等
 - (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
3. 令和3年1月又は2月の売上が前年同月比で30%以上減少したこと。
4. 時短要請の開始日(令和2年12月15日)以前から事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

◆ ご不明なことがあれば、以下へお問合せください ◆

(お問い合わせ・申請書類配付先)

高崎市役所 商工観光部産業政策課	TEL:027-321-1255
高崎商工会議所 経営支援課	TEL:027-361-5171
まちなか経営相談所	TEL:027-386-6850
高崎市倉淵商工会	TEL:027-378-2029
高崎市箕郷商工会	TEL:027-371-2150
高崎市群馬商工会	TEL:027-373-0237
高崎市榛名商工会	TEL:027-374-0219
高崎市新町商工会	TEL:0274-42-0930
高崎市吉井商工会	TEL:027-387-2293

申請手続等

1 問い合わせ先 ※電話対応のみ

群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金コールセンター
電話番号:050-5445-3560
受付時間:午前9時から午後5時まで(土日・祝日を含む)

2 申請書類の入手方法 ※令和3年3月17日(水)から配布

以下の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県ホームページからダウンロード
- ・県行政県税事務所及び各市町村
- ・商工会議所・商工会

3 受付期間

令和3年3月18日(木)から同年4月28日(水)まで

4 申請方法

以下のいずれかの方法で、申請を受け付けます。なお、申請書類は返却しません。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のために連絡する場合がありますので、提出時に、必ず控えを取り保管してください。

(1) 郵送申請【令和3年4月28日(水)消印有効】 ※持参での申請受付は行いません

申請書類一式を以下の宛先に郵送してください。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送(※送料は申請者側で負担)してください。

〈宛先〉

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-11 高崎バナーズビル
「群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金 事務局」

(2) オンライン申請(3月下旬開始予定)

準備が整いましたら、県ホームページでお知らせします。

5 支給決定

(1) 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に順次、支援金を支給します。

4月上旬から順次開始する予定です。(申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。)

支給にあたっては、申請者が指定する口座への振込により、支給決定通知と代えます。

(2) 審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

申請書類・添付書類

1 飲食関連事業者等事業継続支援金申請書

2 誓約書

3 添付書類 ※(1)～(6)の全てを添付

- (1) 直近の事業年度の確定申告書の写し
- (2) 令和3年1月又は令和3年2月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳)
- (3) 時短要請に協力した対象地域の飲食店等と、令和2年1月から同年12月の間に直接取引などがあつたことを確認できる書類
- (4) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し
- (5) 本人確認書類(※法人の場合は代表者のもの)の写し
- (6) 振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し